

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和元年 7 月 30 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 彦根ファッションモール 彦根市高宮町字一丁地 2052 ほか 11 筆
- 2 意見の概要 彦根市からの意見
 - (1) 当施設から発生する事業系廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき事業者の責任において適正に処理すること。
 - (2) 平成 27 年 4 月 1 日施行の「彦根市事業系一般廃棄物減量化等に関する指導要綱（平成 26 年彦根市告示第 92 号）」に基づき大規模小売店舗を営む事業所で、店舗面積が 1,000 ㎡を超える場合は「彦根市事業系一般廃棄物管理責任者選任届」および「彦根市事業系一般廃棄物減量化等計画書」を毎年 4 月末までに市民環境部生活環境課へ提出すること。
 - (3) 地域の環境へ引き続き配慮すること。特に夜間は、店舗騒音以外にも来客の集団での会話、車両の空ぶかし等による騒音を抑えるよう、引き続き来客者に協力を求めること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
彦根市産業部地域経済振興課 彦根市大東町 2 番 28 号
 - (2) 縦覧期間 令和元年 7 月 30 日から令和元年 8 月 30 日まで